

傷害補償

## ケガ・日常生活の補償

単品OK

割引  
約44%  
団体割引 20%  
損害率による割引 30%

## 特長

- **団体総合生活保険** です。  
団体総合生活保険は、おケガの補償だけでなく、  
**日常生活に伴うリスク** への **補償も付帯** されています。  
ご家族を含め、国内外の事故が補償され、さまざまなリスクに対応可能です。



- |                  |                 |              |
|------------------|-----------------|--------------|
| <b>1</b> 死亡・後遺障害 | <b>2</b> 入院     | <b>3</b> 手術  |
| <b>4</b> 通院      | <b>5</b> 個人賠償責任 | <b>6</b> 携行品 |

- **ご家族ぐるみの補償** ができます。  
ご本人だけでなく  
**ご家族全員のケガもサポート** します。



## 1 死亡・後遺障害 2 入院 3 手術 4 通院

- **国内外を問わず** 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる  
**急激かつ偶然な外来の事故によるケガ** に対応します。



**死亡・後遺障害** ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

**入院・手術** ケガで入院\*1したり手術\*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

\*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。  
\*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

**通院** ケガで通院\*3した場合に、保険金をお支払いします。

\*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットのP22～24をご確認ください。

## 5 個人賠償責任

- **国内外** において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったときなど、  
**法律上の損害賠償責任を負った場合** に補償します。



自転車で行く中、歩行者に追突。他人にケガをさせた。 打ったゴルフボールが、相手に当たりケガをおわせた。 買い物に行って、商品をこぼしてしまった。 飼い犬が他人に噛みつきケガをさせた。

お子様が他人にケガをさせた。 レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。 他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

国内の損害賠償事故\*について、

- **示談交渉サービスを実施**

いたします。

\*訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。



近年ますます増加傾向にある**自転車事故**。下記の通り、**高額の賠償命令が下りる重大な事故**も起きています。

ご参考: 第三者への賠償責任は、高額になるケースがあります!!

判決	賠償命令額	概要
神戸地裁 平成25年7月4日判決	約 <b>9,520</b> 万円	男子小学生が夜間、坂道を自転車で行く中、散歩途中の女性(67歳)と衝突。女性は頭蓋骨折などをして意識がもどらない状態となった。

加害者となった時に  
かかる費用 = **賠償金** + **弁護士報酬** + **訴訟費用** + **…様々な費用が発生!!!  
賠償金だけではありません!**

※「本人型」にご加入の場合でも、家族全員が保険の対象(家族型と同様)となります。

## 6 携行品 (免責金額 5,000円)

- **国内外を問わず** 保険の対象となる方が所有する外出先での携行品の  
**損壊・盗難事故** 等 **偶然な事故** による損害を補償します。



※免責金額とは「自己負担額」のことをさします。※対象にならない物はP24にてご確認ください。